

家族内 ETC カード利用に電子計算機詐欺を認めた控訴審判決

【文 献 種 別】 判決／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 令和 6 年 12 月 20 日
【事 件 番 号】 令和 6 年（う）第 580 号
【事 件 名】 各電子計算機使用詐欺被告事件
【裁 判 結 果】 有罪
【参 照 法 令】 刑法 246 条の 2
【掲 載 誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25621915

立命館大学特任教授 松宮孝明

事実の概要

1 本判決は、大阪地判令 6・5・8LEX/DB25599425（以下、「原判決」と記す。）¹⁾の控訴審判決である。被告人 A、B、C（A と生計を一にする同居の弟）の 3 名は、C の会員名義²⁾でのクレジットカードに付帯する ETC カードを挿入した ETC 車載器を搭載した普通乗用自動車で、C が乗車しないままに B が運転し A が同乗して、2022（令和 4）年 11 月 8 日および同年 12 月 2 日の 2 回にわたり阪神高速道路（以下、「H 高速」と記す。）を利用した。

2 H 高速道路会社（以下、「H 社」と記す。）の営業規則 17 条 4 項には、「ETC カードによる H 高速の料金の支払いは、通行の都度、クレジットカード会社から貸与を受けている本人が乗車する車両 1 台に限り行うことができます。」との定めが、また同営業規則 17 条 7 項には「当社は、次の各号に該当する場合は、ETC カードによる料金の支払いの取扱いを停止し、利用者に他の支払手段による支払いを求めることができます。……三 当該 ETC カードの名義人と異なる者が当該 ETC カードを使用し、又は使用しようとした場合……」等の定めがあった（下線筆者）。

また、本件 ETC カードが付帯されているクレジットカードの ETC 利用規定 2 条 4 項には「ETC カードは、ETC カード上に表示された会員本人のみが利用することができます。」等の定めがあった。

3 原判決は、「ETC カードがクレジットカードと結びついており、クレジットカードが名義人以外の者による使用を許さないものである以

上、このような契約の内容を無視して、名義人以外の者が ETC カードを使用することを許しているとは考えられない」と述べ、「本件 ETC カードはクレジットカードに付帯して発行されるものであり、他人に貸してはいけないことはクレジットカードと同様」であり、「本件 ETC カードの裏面には ETC カードの利用を本人に限定する旨の記載がされているのであるから、名義人以外の者による使用が禁じられていることはむしろ分かりやすく示されて」おり、被告人らの本件行為は H 社の電子計算機に名義人が乗車しているという「虚偽の情報」を与えたものだとの結論づけ、よって ETC システム利用による通行料金の割引制度が適用されたのだから「財産上不法の利益」を得たものであるなどと述べて、電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた。

被告人側が控訴。

判決の要旨

本判決は、「クレジットカードに付帯した ETC カードを使用した場合、既存のクレジットカードによる決済システムを通じての通行料金徴収がなされる以上、通行料金の発生から徴収までの局面において、ETC システムとクレジットカードの決済システムとが整合するよう理解することが相当」であることを前提に、「クレジットカード決済を使用するオンライン取引では、消費者の利便性等の観点から本人確認がなされない場合であっても、名義人以外の者によるクレジットカード情報の入力送信は電子計算機使用詐欺の虚偽の情報の提供に当たると解される³⁾」とした上で、ETC

システムでも「ETC カード名義人以外の者による ETC レーン通行時の当該 ETC カード情報等の送信は、虚偽の情報の提供に当たるとするのが合理的である。」と述べ、さらに「前記解釈は、名義人本人に対する与信を基礎とする ETC カードの根本的性質に基づくものであり、H社の具体的な被害防止措置の有無は、その解釈に影響を及ぼすものではない。」と述べる。

その上で、ETC カード名義人が同乗していない車両が ETC レーンを通過しても、虚偽の情報を与えたとはいえないなどという弁護人らの所論は、「そのような事態が横行すれば、ETC カードによる決済システムでは予定されない使用が蔓延し、立替金の回収が困難となるおそれが生じて、システム自体が不安定となり、ひいては、ETC カードを使用した ETC システムの電子決済に対する信頼が損なわれることになりかねないから、およそ弊害がないとの前提が誤っている。」などと述べる⁴⁾。

最後に、「被告人 B や被告人 A には本件 ETC カードの使用権限がなかったのであるから、本件 ETC カードで ETC 決済をしたことによって通行料金が割り引かれて生じた差額相当額は不法な利益とみるほかなく、H社にそれに対応する損害が生じたことは明らかである。」と述べる。

判例の解説

一 本判決の意味

1 本判決は、同居の弟が会員であるクレジットカードに付帯する ETC カードで会員が同乗することなく ETC システムを利用した行為が電子計算機使用詐欺罪に当たるとした原判決を是認したものである。原判決の評釈でも述べたが、弁護人が提出したアンケートから明らかなように、ETC カードを利用している多数の人々は、道路会社がカード会員の乗車を要求する規則を定めていることを知らないまま、類似の利用をしている⁵⁾。その点では、交通反則通告制度を設ける際に言われた「一億総前科⁶⁾」を超えて「一億総犯罪者」

という事態を招きかねない判決である。

しかも、このように多くの人々が本件と類似の利用をしているにもかかわらず、本判決がいう「ETC カードによる決済システムでは予定されない使用が蔓延し、立替金の回収が困難となるおそれが生じて、システム自体が不安定とな」る事態は、生じていない。

よって、このような事案で電子計算機詐欺罪成立を認めるという結論は、妥当でない。その点で、本判決には、原判決と同じく、解釈の大前提である結論の妥当性に疑いがある。

2 また、本判決も、「クレジットカードが名義人以外の者による使用（カード決済）を許さないこと」と、クレジットカードに付帯された ETC カードの利用に会員の乗車を要求することと同義であるかのような判示をしている。しかし、本件前の 2020（令和 2）年改正後の道交法が認めている遠隔操縦や法人カード利用に象徴されるように、会員がクレジットカードで決済することと会員が乗車していることは別次元の話であり、かつ、ETC カード会員の乗車を要求する道路会社の営業規則の妥当性にも疑問が生じている。

二 これまでの刑事裁判例

1 以下の表にあるように、本件類似の事案に関する刑事裁判例にも、すでに揺らぎが出ている。なお、③事件に対する検察官控訴を含み、すべての事件につき上訴がなされている。

2 ここでは、③事件につき、カード会員、運転者、同乗者の全員が無罪とされたことが注目される。ただ、その理由は、同居して生計を一にする事実婚の夫婦間での ETC カードの貸与は、カード会員「自身の使用と同視する余地が十分にあるものであった」というものである⁷⁾。したがって、その射程は、②事件のように、生計を異にする家族間での事案には及ばない⁸⁾。また、④事件は、夫がカード会員である妻に無断でその ETC カードを利用したことを理由に妻を無罪としたものであり⁹⁾、この点で他の事件とは事案を異にする。

3 有罪判決に共通する論理は、以下のもので

	利用関係	承諾	同居	生計	判決
①事件 (本件)	兄弟間	○	○	○	大阪地判令 6・5・8：有罪 大阪高判令 6・12・20：控訴棄却
②事件	親子間	○	×	×	大阪地判令 6・10・11：有罪
③事件	内縁夫婦間	○	○	○	大阪地判令 7・1・14：無罪
④事件	夫婦間	×	×	×	大阪地判令 7・1・29：会員のみ無罪

ある。すなわち、これらの ETC カードが付帯するクレジットカードの決済機能を利用するものである以上、ETC カードは（クレジット）カード会員の個別的な信用を基礎として貸与されていることによるものであることから、クレジットカード会社が、その信用の有無について何ら判断をしていないカード会員以外の者が利用した料金について立替払をすることを防ぐために、ETC カードの貸与を受けた者のみがそれを使用できるとすることは、ETC システムの重要な前提なので、ETC カードの会員でない者が、ETC カードの会員が乗車していないにもかかわらず、その ETC カードを使用して ETC レーンを通過したことは、ETC システムで予定されている事務処理の目的に照らして、真実に反する情報を与えたものだといえる。

4 他方、③事件の一審判決で本罪の成立が否定されたのは、以下の理由による。すなわち、本件は「同居の事実婚の夫婦として同一生計の範囲内で営む消費生活の一部とみることができ」、「このような意味で、本件各行為が、名義人本人に対する個別的な信用を基礎に信用を供与するクレジットカードシステムの趣旨に反すると直ちにはいえず」カード会員自身の使用と同視する余地が十分にあるものであったといえることができる上に、道路会社もカード会社も本人確認をしていなかったこと等を理由に道路会社が「同一生計の同居の夫婦間の 1 枚の ETC カードの貸与の場合に 1 枚の ETC カードの名義人が同乗しているか否かについて、重要な関心を寄せてこなかった可能性を示すものということもできる。」として、「以上のような事情は、本件各行為が『虚偽の情報を与えた』として当罰性のあるものといえることができるかを見るに当たって、十分に考慮されるべきである。」というのである。

しかし、これでは、社会人として生計を異にしたが、なおクレジットカードに入会できない子供が親の ETC カードを利用したという、筆者も身に覚えのある行為で、親子共に電子計算機使用詐欺罪を犯したことになる。また、「カード会員自身の使用と同視する」といっても、端的に「カード会員自身の使用」と認めないと、やはり他人によるカード使用になるのではないかという疑問が残る。

三 クレジットカードの「使用」の意味

1 本判決が参照させる平成 18 年決定は、カード会員に無断でそのカードの会員番号等を送信して電子マネーを取得したという事案であるから、本件とは事案を異にする。また、原判決が参照させた最決平 16・2・9 刑集 58 卷 2 号 89 頁は、カード会員が被告人にカードの使用を承諾した事実も、被告人がその承諾を誤信したという事実もない事案に関するものであるから、やはり本件とは事案を異にする。加えて、同決定がカード会員からカードの使用を許されており、かつ、自らの使用に係る同カードの利用代金が会員規約に従い会員において決済されるものと誤信していたという事情があっても詐欺罪が成立すると述べた部分は「傍論」であり、刑法 405 条にいう「判例」に当たらない¹⁰⁾。

2 しかも、「家族間などでのカードの貸し借り」は、厳密には「名義人自身によるカード利用の一形態¹¹⁾」であり、「代理人または使者などの他人を通じた法律行為として、カード会員本人のクレジット取引と構成すべき¹²⁾」ものである。現に、裁判官の中にも、『名義人本人が』ということ、『名義人本人の意思に基づき』と同視できるとすれば、『虚偽』性はないことになろう¹³⁾。とする見解がある。というのも、クレジットカードについて普及している家族カードは、カード会員がその代理人として指定し、家族カードを利用して決済した金額を支払い、会員規約の内容を順守させる責任を負うことを承認した家族について、カード会社が適格と認めた証書だからである¹⁴⁾。代理の場合、その法律行為は背後の本人に帰属する。ゆえに、家族カードの利用は、カード会員による代理人を通じたカード利用の一形態なのである¹⁵⁾。

たしかに、法律行為としてクレジットカードによる与信取引をする「カード決済」（＝カード使用）では、「名義人以外の者による使用」が許されないことは当然である。しかし、それは、ここで示したように、代理人や使者を通じたカード決済を否定するものではない。そして、クレジットカードに付帯する ETC カードの利用もクレジット決済の一種であり、その決済当事者はクレジットカード会員なのである。まさか、カード会社は、本件のような会員の承諾のある ETC カードを通じた決済は、カード会員を決済当事者とするもの

でないと考えているわけではあるまい。

3 よって、本件でも、料金がCの口座から引き落とされることを了解して「カード決済」をしたのは会員であるCであるから、「カードが名義人以外の者によって使用された」には当たらない。本件で与信を受けているのは、まぎれもなく会員であるCなのである。

四 「本人が乗車する車両」の意味

1 すでに述べたように、会員であるCが決済当事者であることと、会員であるCが「乗車する車両」であることは、次元を異にする。本判決は、これも原判決と同じく、会員が乗車するという「事実行為」を、会員がカードを使用するという「法律行為」と混同したのである。

これを区別した上で、「会員本人の乗車」を要求するH社の営業規則がその妥当性を失っていることは、2020年の道交法改正や法人カードすでに例証されている。「会員本人の乗車」は、この事実があれば会員の支払い拒否を認めないという程度のものにすぎない。

2 そもそも、ETCシステムの利用は道路会社にとっても交通の円滑化と人員の合理化による経費節減というメリットをもたらすものである。カード会員がその決済当事者であることが疑われない事案において現金決済を求めることは、道路会社にとってもデメリットとなるであろう。

3 以上の理由から、本判決はすみやかに破棄されるべきである。

●—注

- 1) 原判決に対する評釈として、松宮孝明「判批」新・判例解説 Watch (法ゼ増刊) 35号153頁、橋本広大「判批」法ゼ839号128頁、松原芳博「判批」法教532号115頁。これらはすべて、原判決の結論に批判的である。そのほか判例紹介として田中邦彦・研修916号103頁。
- 2) 評釈の対象である本判決は、これを「カード名義人」と表記している。しかし、原判決の評釈でも述べたように、ETCカードの(作成)名義人はその発行会社である。よって、以下では、混同を避けるために、その貸与を受けている者を「カード会員」と表記する。
- 3) ここで本判決は、最決平18・2・14刑集60巻2号165頁(以下、「平成18年決定」と記す。)を参照させる。これは、被告人が、窃取したクレジットカードの番号等を冒用し、インターネットを介して電子計算機に本件クレジットカードの名義人氏名等を入力送信し、電子マネーの購入を申し込み、電子マネーの利用権を取得し

た事案に関するものであり、もちろん、本件と異なり、カード会員によるカード使用の同意はない事案に関するものである。本決定では、「被告人は、本件クレジットカードの名義人による電子マネーの購入の申込みがないにもかかわらず、本件電子計算機に同カードに係る番号等を入力送信して名義人本人が電子マネーの購入を申し込んだとする虚偽の情報を与えた」と述べられている(下線筆者)。

- 4) しかし、原審で弁護人が提出したアンケートに明らかに、「そのような事態」は現に横行しており、かつ、——捜査当局による狙い撃ち検挙という事態を除いては——特に弊害は生じていない。
- 5) クレジットカードに付帯されたETCカードでは、クレジットカードについて家族カードが発行されていても、家族カード向けのETCカードはあまり普及していないのが実態である。現に、柳原三佳「家族内でのETCカード貸し借りさえ実刑！」冤罪File2025年春号50頁以下では、刑事事件を扱うことの多いジャーナリストの柳原氏自身でさえETCカードの「貸し借り」を夫婦間で日常的に行ってきたことを告白し、「これが有罪ということになれば、心中穏やかではいられない。」と述べている。
- 6) 交通反則制度導入の際にこのスローガンが用いられたことにつき、たとえば警察庁Webサイト「自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の適用」。
- 7) 大阪地判令7・1・14LEX/DB25621843参照。
- 8) ②事件に関する大阪地判令6・10・11LEX/DB25621914参照。
- 9) 大阪地判令7・1・29LEX/DB25621896参照。
- 10) この事件の一、二審判決(京都地判13・9・21刑集58巻2号93頁、大阪高判14・8・22刑集58巻2号116頁)は、「家族間などでのカードの貸し借り」については、それが詐欺罪に当たらないとする余地があることを認めている。
- 11) 葛原力三「判批」法教別冊判例セレクト2004(2005年)36頁。
- 12) 松宮孝明「クレジットカード使用と詐欺罪」立命351号(2014年)380頁。
- 13) 藤井敏明「判解」『最高裁判所判例解説刑事事篇(平成18年度)』(法曹会、2009年)73頁注12。
- 14) 以上につき、三井住友カード会員規約(https://www.smbc-card.com/mem/kiyaku/pop/kiyaku_kojin.jsp)およびJCBカード会員規約(<https://www.jcb.co.jp/kiyaku/pdf/kojin.pdf>)参照(2025年3月6日確認)。
- 15) なお、カード会社は、家族カードという証明書を発行して代理使用を限定することで、身に覚えのない使用であるという会員の抗弁や、代理人ないし「また貸し」による想定外の使用のリスクを避けることを意図しているが、このような事情は、家族カード以外での代理使用を財産犯とするものではない。そうでないと、侵害犯を形式犯に転化することになる。現に濫用がある場合に、財産犯の成否を検討すればよいのである。